

# 企画競争説明書

平成 29 年 6 月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う「平成 29 年度医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務」については、仕様書に定めるもののほかこの企画競争説明書によるものとする。

## 1. 契約担当者

独立行政法人医薬品医療機器総合機構契約担当役 井上 誠一

## 2. 事項

### (1) 件名

平成 29 年度 医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務

### (2) 実施期間

契約した日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### (3) 契約期間

契約した日から平成 30 年 3 月 31 日まで

## 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

当該契約を締結する能力のない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても同じ。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。  
資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者  
経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 全省庁統一資格の一般競争参加資格において、関東・甲信越地域で、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 説明会に参加した者であること。
- (5) 競争参加資格確認のための書類審査を通過した者であること。

#### 4. 選定方法

参加者から提出された企画書及び企画書に基づいたプレゼンテーションの審査を行い、最も点数の高かった者を契約予定者として選定する。

#### 5. 企画競争の手続き等

##### (1) 担当部署

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

住所：〒100-0013

東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2 新霞が関ビル18階

電話：03-3506-9460

E-mail：kaitou@pmda.go.jp

##### (2) 企画競争説明会の実施

2. (1)の業務について参加を希望する者は、本業務における企画競争説明会で企画競争事項等の説明を受けなければならない。企画競争説明会の開催日時等は以下に記すとおりである。

企画競争説明会の開催日時等

開催日時：平成29年7月7日（金）11時00分から

開催場所：東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2 新霞が関ビル14階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 会議室24、25

##### (3) 企画書等の提出

企画競争の参加を希望する者は、

参加申込書

行政関係機関から送付された競争参加資格審査通知書又は登録通知書の写し

（通知書の内容）

- ・役務の提供等で「3.競争参加資格(3)」の条件に適した格付けをされていること。
- ・契約履行期限が有効期間中であること。

別紙様式 1 による証明書（「3.競争参加資格(1)及び(2)」用）

下記 6. に定める内容の企画書 15 部（法人名入り 2 部、法人名無し 13 部）

会社概要 2 部、企画書の内容が入った電子媒体（CD-R 等）2 枚

ア 提出期限：平成 29 年 7 月 25 日（火）17 時 00 分まで

イ 提出場所：上記 5. (1)に記載の担当部署

ウ 提出方法：持参する場合は平日（9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分）のみとする。郵送する場合は、提出期限までに上記 5. (1)に必着とする。未着の場合の責任は担当者に属するものとし、期限内の提出が無かったものとみなす。

なお、電話、FAX、電報及びメール等による申込書及び書類の提出は認めない。

法人名無しの企画書については、法人名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。

## 6. 企画書に記載する内容

企画書については、仕様書の内容及び次の具体例を参考に記載すること。

### 【具体例】

- (1) 訴求対象（細分化したもの）毎に、
  - ・ 広報内容
  - ・ 広報の重点ポイント及びその理由
  - ・ 各広報内容の実施スケジュール
- (2) 各広報内容の経費（見積書）及びその内訳
- (3) その他特筆すべき事項
- (4) 実施体制図
- (5) 2012 年度から 2016 年度までの広報に関するおおよその実績一覧
- (6) 本件に係る担当者連絡先  
等

## 7. プレゼンテーションの実施

日時及び実施場所は以下のとおり。担当は上記 5. (1)の部署である。

- (1) 開催日時：平成 29 年 8 月 2 日（水）13 時 30 分から
- (2) 開催場所：東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビル 14 階  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 会議室 21、22

## 8. 予算額

86,400 千円（税込み）を上限とする。

## 9. 契約保証金

全額免除とする。

## 10. 契約書

契約予定者を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。その際、仕様書 8. に記載の「秘密保持等に関する誓約書」(参考様式参照)を提出すること。

## 11. その他

- (1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画競争参加申込書及び企画書に虚偽の記載をした場合は、これらを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して取引停止の措置を行うことがある。
- (3) 企画競争参加申込書及び企画書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等、企画競争参加に要する費用については、提出者の負担とする。
- (4) 企画競争参加申込書及び企画書については次の取扱いとする。

提出した企画参加申込書及び企画書は、発注者である PMDA の了承なく公表、使用してはならない。

提出された企画競争参加申込書及び企画書等の提出資料は返却しない。

提出された企画競争参加申込書及び企画書並びにその複製書類は、委託業者の選定作業以外に、提出者の了解を得ること無く使用しない。
- (5) 企画競争参加申込書及び企画書の提出後においては、当該書類に記載された内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更の必要が生じた場合には、PMDA と協議すること。
- (6) 参加者は、企画書作成において知り得た秘密について、他に漏らし、又は目的外に利用してはならない。また、企画書作成のために PMDA から受け取った資料を PMDA の了承無く公表、又は使用してはならない。
- (7) 契約に当たっては、審査の結果選定された企画書の内容全てを採用するものではない。また、委託費用は、契約書に定めるところにより支払う。

## 12. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビル 18 階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部 企画管理課 鳥海、杉山

電話 : 03-3506-9460

E-mail : kaitou@pmda.go.jp

# 証 明 書

当社は、次の事項には該当しません。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号の一に該当した事実があった後 2 年間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
  - （ 1 ）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （ 2 ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - （ 3 ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （ 4 ）監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
  - （ 5 ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - （ 6 ）前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
契 約 担 当 役 殿